

第 5 章

共通施策



県のさかな

伊勢エビ（H 2・11・2 指定）

水産業のイメージアップを図る目的で県の魚選定委員会によって選ばれました。

鳥羽市以南の沿岸地域の重要な特産品であり、三重県水産技術センターが初めて幼生飼育に成功しています。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第5章 共通施策

第1節 環境保全の総合的取組みの推進

第1 基盤的施策の推進

1 総合的・重点的施策の推進

(1) 流域圏づくりの推進

最近、安全でおいしい水や親水空間へのニーズの高まりが見られ、全国各地で河川の環境保全や上下流の交流・連携に取り組む事例が盛んになっています。また、河川法で河川環境の保全と整備が目的として明示されるなど、行政の側にもこうした動きに対応した変化が見られるようになっていきます。

三重県内には、七つの一級河川を始めとする河川があり、それぞれ産業や生活に役立つ利用がなされるとともに、様々な問題を抱えています。河川を軸とした面的な地域を「流域圏」として捉え、山から海に至るまでを一体的にみた施策の推進を図ることが求められています。

そこで、平成9年度から流域圏づくりのモデル事業として、宮川流域ルネッサンス事業に取り組んでいます。有識者によるルネッサンス委員会での議論や流域住民との地域懇談会を経て、平成10年2月に事業推進の理念を示す宮川流域ルネッサンス・ビジョンを策定し、12月には、2010年を目標年度とした基本計画を策定、平成11年3月には、平成11年度から15年度までの5年間に取り組むべき事業をまとめた第一次実施計画を策定しました。

(2) 福井・滋賀・三重地域連携軸構想の推進

福井・滋賀・三重地域連携軸構想は、国土の中央部において、福井県・滋賀県・三重県の三県を貫き、日本海・琵琶湖・太平洋という三つの「うみ」に代表される三県の地域資源を活用した多様な交流連携を通じて、地域課題を解決し未来を創造していくものです。

三県において取り組むべき共同連携事業を検討し、具体化を図ることにしており、平成11年度には、次の取組みを行いました。

- ア 子どもたちが環境問題を身近なものとして考え、行動することができるよう「子ども環境会議」を開催（平成11年8月、滋賀県大津市）
- イ 環境など様々な分野での市民活動と行政との新しい関係の構築に向けてのフォーラムの開催（平成11年11月、福井県鯖江市）

ウ 平成12年4月に滋賀県で開催されたG8環境大臣会合に先駆けて、環境に関心ある4県（福井、岐阜、三重、滋賀）県民による交流事業の実施（平成12年3月、滋賀県大津市）

(3) 岐阜・三重・滋賀広域交流圏の形成

岐阜・三重・滋賀三県の連携は、各県が抱える共通の課題や新たなプロジェクト等に連携して対処するとともに、三県の地域資源を活用した先進的な地域づくりを進め、近畿圏と中部圏、ひいては東西日本の結節点としての機能を果たそうとするものです。

なかでも21世紀の重要な地域課題である環境分野での連携については、I C E T T（国際環境技術移転研究センター）等連携の核となる各種機能を十分に活用しながら、先進的エリアの構築を図ることとしています。

平成10年度には、次の取組みを実施しました。

- ア 岐阜県との間で1名、滋賀県との間で1名の職員を相互派遣
- イ 三県の試験研究機関による「三県環境対策研究会」を開催し、平成10～12年度の研究テーマを「三県にまたがる山地森林環境の活用」として共同研究に着手
- ウ 「三県廃棄物対策担当部局長会議」を開催し、これに基づき、技術研修、共同監視及び共同要望を実施
- エ 企業のISO14001の認証取得を促進するための共同連携事業の検討

2 三重県地球環境保全行動計画の推進

地域温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球環境問題はわれわれの日常生活や事業活動と密接な関わりがあり、この問題の解決には県民、事業者、行政等が互いにパートナーシップを構築し環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

現在、三重県地球環境保全行動計画に基づき、県民、事業者、行政が一体となって地球環境保全のための活動に取り組んでいます。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

3 公害防止計画

(1) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法の規定に基づき、公害の防止に係る各種の施策を総合的に講じて公害の防止を図ることを目的とし、内閣総理大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて関係都道府県知事が作成するものです。

本県で、昭和45年12月に国の第1次地域として四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町を計画区域とする四日市地域公害防止計画が承認されて以来、平成8年度には、8年度から12年度までを計画期間とする第6期計画の策定を行っています。

(2) 公害防止計画に係る事業実績

ア 汚染負荷量等の概要

公害防止計画協力工場に係る燃料使用量、硫黄酸化物等の排出実績の経年変化は表5-1-1のとおりでした。

また、化学的酸素要求量(COD)負荷量の経年変化は表5-1-2のとおりでした。

表5-1-1 燃料使用量・硫黄酸化物等の排出量の実績

項目	旧 計 画					現 計 画				
	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	
燃料使用量(万kl/年)	610	584	602	575	576	658	796	811	870	
平均硫黄含有率(%)	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.014	0.013	
排 出 量	硫黄酸化物(t/年)	2,498	2,290	2,321	2,365	2,433	2,294	2,366	2,205	2,213
	窒素酸化物(t/年)	9,839	9,458	9,257	9,186	9,279	9,011	8,907	8,830	9,353
	ばいじん(t/年)	751	808	616	643	601	594	534	469	466

- (注) 1 対象工場は平成3、4年度は公害防止計画協力40工場、平成5年度は39工場、平成6～8年度は38工場、平成9年度は36工場、平成10年度は37工場、平成11年度は39工場です。
2 燃料使用量は、重油換算した値です。
3 平均硫黄含有率は、重油以外の燃料も含んでおり、加重平均した仕上がり後の値です。

表5-1-2 化学的酸素要求量(COD)負荷量の実績

項目	旧 計 画					現 計 画				
	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	
総排出量(万t/年)	152	151	150	145	144	147	155	148	144	
COD負荷量(t/日)	12.6	12.0	10.7	10.4	10.6	10.3	10.0	9.6	8.9	

- (注) 対象工場は平成3、4年度は公害防止計画協力40工場、平成5年度は39工場、平成6～8年度は38工場、平成9年度は36工場、平成10年度は37工場、平成11年度は39工場です。

イ 公害防止施設の整備拡充等

(ア) 地方公共団体が実施した事業

平成10年度には公害対策事業として、流域下水道整備事業、公共下水道整備事業、廃棄物処理施設等整備事業、公害保健対策事業等が実施され、約261億円が投資されました。

また、公害関連事業として、公園緑地等整備事業、交通対策事業、地盤沈下対策事業等が実施され、約108億円が投資されました。

なお、計画総事業費に対する平成10年度末の事業の進捗率は50.9%となっています。

(資料16-9参照)

(イ) 企業が実施した事業

平成11年度に公害防止計画協力39工場で実施された公害防止施設の整備等の事業は投資総額6,880百万円でした。

(資料16-10参照)

4 工場等の許可制

四日市地域における環境基準の達成、維持を図るため、昭和49年4月1日から県公害防止条例に基づき工場等の新增設の許可制を実施しています。

許可制の指定地域は、四日市市、楠町、朝日町、川越町の1市3町で、その対象工場は、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設又は県公害防止条例に基づくばい煙に係る指定施設を有する工場・事業場です。

平成11年度の許可状況は表5-1-3のとおりで、年間総許可数は68件で10年度と比べると15件増加しています。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

表5-1-3 四日市地域に係るおける工場等の許可件数（平成11年度）

	四日市市	楠 町	朝日町	川越町	計
設置許可	7	0	1	2	10
変更許可	51	4	2	1	58
計	58	4	3	3	68
廃止届出	7	0	0	1	8

（注）設置許可件数の中には、条例第16条の5の規定に基づく経過措置件数も含まれます。

第2 環境汚染等の未然防止

1 環境影響評価制度の充実・強化

環境影響評価制度、いわゆる環境アセスメントは、開発事業等が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査・予測及び評価を行って、その結果を公表し、これに対する環境保全の見地からの知事、関係市町村長、住民等の意見を聴いたうえで、事業者自らが環境配慮を行い開発事業等を実施することにより、本県の恵み豊かな自然環境・都市環境を保全していくための制度です。

本県では、昭和54年に「環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定して以来、環境の保全に対する役割を果たしてきました。

しかし、平成9年6月に環境影響評価法が制定されたことに伴い、本県の環境影響制度についても、同法との手続等の整合を図ることが必要となりました。

こうした状況を受けて、県は、制度の充実・強

化を図るため、平成10年12月に「三重県環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月12日から全面施行しました。

条例は、相当規模以上の開発事業等に対し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とし、従来要綱に比べ、土石の採取・鉱物の掘採などの追加や規模要件の引き下げにより対象事業の範囲を拡大しています。

また、調査・予測及び評価の項目や手法の決定段階での公表や、住民等が事業者に対し意見書を提出できる機会の増大など住民等の参画機会の拡大・充実が図られました。

なお、条例に基づく手続の体系は、図5-14に示すとおりです。

また、要綱施行も含め、平成11年度末までに一連の手続きが終了したものは124件であり、このうち、平成11年度に手続きを終了した案件は3件です。

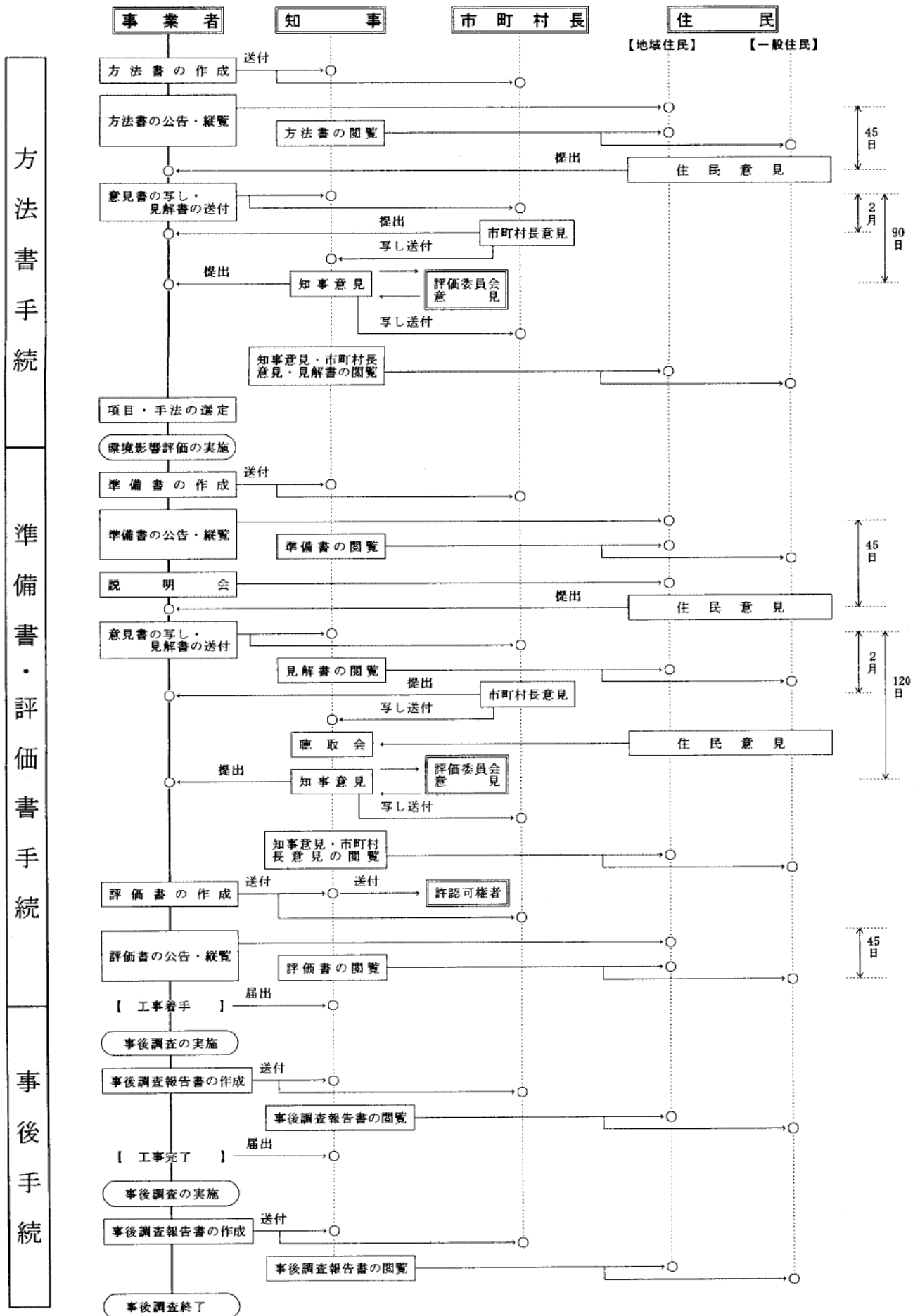
表5-1-4 環境影響評価状況一覧表（平成11年度）

案件番号	指定事業の名称	指定事業の規模	事業主体	手続きの経過			
				準備書の縦覧期間	住民意見書の件数	知事意見提出日	評価書の縦覧期間
1	東紀州自動車道 (熊野市～尾鷲市)	4車線 約23.6km	三重県	11.3.5～ 11.4.5	5	11.5.21	11.6.11～ 永久
2	大安二期工業団地造成	面積59.49ha	員弁郡土地 開発公社	11.2.4～ 11.3.9	1	11.6.11	11.7.13～ 11.8.27
3	多度第2工業団地造成	面積29.41ha	多度町土地 開発公社	11.4.28～ 11.6.2	2	11.10.19	12.2.1～ 12.3.17

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

図5-1-1 三重県環境影響評価条例の手続きフロー図



第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

2 公害事前審査制度の活用

工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、昭和47年7月に「三重県公害事前審査会条例」を制定し、公害事前審査を実施しています。

審査の重点は、①公害防止施設等に関する技術的検討、②工場等からの排出物質による周辺環境に及ぼす影響、③法又は条例に基づく排出基準等に対する適合性についてであり、各専門分野から慎重な検討が行われます。

平成11年度までに実施した件数は、158件であり、このうち、平成11年度に5件実施しました。

表5-1-5 公害事前審査の年度別実施件数

(平成12年3月31日現在)

	実施件数
S47~H元	89
H2	17
H3	7
H4	7
H5	3
H6	4
H7	4
H8	11
H9	7
H10	4
H11	5
計	158

表5-1-6 赤潮発生件数の推移

年	H7	H8	H9	H10	H11
発生件数	34	27	20	27	26

表5-1-7 赤潮による漁業被害状況(平成11年1月~12月)

No.	発生日	場 所	漁業種類	被害内容	被害量	被害額
1	6.15~6.18	熊野灘北部	養殖業 (マダイ、カンパチ、シマアジ)	へい死	マダイ1000尾 カンパチ300尾 シマアジ800尾	1,300千円 1,100千円 400千円

3 化学物質の包括的な管理対策の推進

(1) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊の発生が恒常化し、また、油流出など突発的の事故も後を絶たない状況にあります。

ア 赤潮の発生状況

平成11年の赤潮発生延日数は169日でした。

(ア) 伊勢湾海域

赤潮発生件数は、10件、発生延日数は55日と、共に昨年と比較して減少しました。

(イ) 志摩・度会海域

赤潮発生件数は11件で、発生延日数は173日と昨年と対比すると大幅に増加しました。

(ウ) 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は5件、発生延日数は91日で、前年と対比すると件数で3件減少しました。

赤潮による漁業被害は1件、被害額の合計は2,800千円でした。

イ 油濁等による突発的漁業被害の発生状況

平成11年度において油漏れやその他突発的の事故は数件発生したものの、漁業被害の発生はみられませんでした。

平成11年度には、定期的な水質調査や漁協に赤潮監視員を置くなど監視体制を強化し、赤潮発生状況の情報収集、漁業被害の未然防止に努めました。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第3 健康被害の救済・予防

1 健康被害の救済・予防の推進

(1) 公害健康被害者に対する補償給付

ア 救済対策の推移

本県における公害健康被害者の発生は、四日市市塩浜地区における石油化学コンビナートが本格的に操業をはじめた昭和35年頃からで、付近の住民の間に気管支ぜん息をはじめとする呼吸器系疾患（いわゆる「四日市ぜん息」）が多発し、大きな社会問題となりました。このため、県、市及び関係各機関で同地域の大气汚染の健康に及ぼす影響に関する調査、また、厚生省による疫学的な立場からの調査が行われました。

これらの調査を基礎にして、昭和40年5月から四日市市単独による公害健康被害者の医療救済制度（自己負担分を市が負担）が全国に先がけて発足しました。

昭和45年2月には「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、指定地域における大气汚染関係疾患に対して、医療費、医療手当等の支給が行われ、昭和49年9月に「公害健康被害補償法」が施行され、環境汚染による健康被害に対する補償と被害者の福祉に必要な事業が行われました。

昭和62年9月、大气汚染状況がかなり改善され健康被害の要因立証が大气汚染によるとは考えられなくなったとして、「公害健康被害補償法」は「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正され、昭和63年3月指定地域が解除されました。

イ 四日市市・楠町における現状

四日市市の臨海部から中心部にかけての市街地は、昭和44年12月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」及び、昭和49年9月同法に代わって施行された「公害健康被害補償法」により、また楠町の全域も昭和49年11月に「公害健康被害補償法」に基づく第一種地域（大气系）として指定されました。昭和63年3月に地域指定が解除され、新たな患者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定患者やその遺族については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。

ウ 被認定者数及び補償給付の支給状況

四日市市及び楠町における被認定者数の推移、年齢階層別・疾病別の被認定者数については以下の表に示すとおりです。

（資料12 1～11参照）

表5-1-8 被認定者数の推移（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

年 度	年 度 末 被 認 定 者 数	
	四 日 市 市	楠 町
9	626	62
10	589	58
11	574	56

表5-1-9 年齢階層別被認定者数（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

年 齢	四 日 市 市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
0～14	1	—	1	—	—	—
15～24	23	12	35	2	3	5
25～39	84	53	137	6	5	11
40～59	38	59	97	2	9	11
60～64	35	25	60	3	2	5
65～	95	149	244	10	14	24
計	276	298	574	23	33	56

表5-1-10 疾病別被認定者数（平成12年3月31日現在）

（単位：人）

疾 病 名	四 日 市 市			楠 町		
	男	女	計	男	女	計
慢性気管支炎	58	96	154	2	10	12
気管支喘息	217	201	418	21	23	44
喘息性気管支炎	—	—	—	—	—	—
肺 気 腫	1	1	2	—	—	—
計	276	298	574	23	33	56

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(2) 保健福祉事業の実施

表5-1-11 リハビリテーション事業実施状況（平成11年度）

事業名	実施期間等	実施場所	対 象	参加人員	内 容
リハビリテーション教室	7/8	ヘルスプラザ	15才以上	10人	病気の認識を正しくするための療養指導と機能回復のための呼吸体操等の実技を指導した。
	10/14			12人	
日帰りリハビリテーション	6/17	三重県民の森	15才以上	16人	空気の清浄な野外で療養指導を行い、併せて呼吸体操等の実技を指導した。
	11/11	大安町老人福祉センター		16人	
	3/9	鈴鹿青少年センター		18人	
転地療養	9/27 ～ 10/1 4泊5日	三重県福祉休養ホーム ゆずりは荘	15才以上	26人	空気の清浄な自然の中で保養され、健康の回復を図り、併せてリハビリテーション療養指導を行った。
音楽療法	8/26	ヘルスプラザ	15才以上	10人	声楽家による音楽療法の実技指導を行い、併せて理学療法士による呼吸体操の実技の指導をした。
	9/9			8人	
	1/20	総合会館音楽室		7人	
	2/10			2人	
水泳指導	通年 1人24回	ヘルスプラザ	15才以上	27人	自己による健康管理を行い、基礎体力の増進を図るための水泳療法を行った。
運動実践指導	通年	ヘルスプラザ	15才以上	10人	ヘルスプラザが行うコースを利用して健康の回復を行った。
家庭療養指導	通年	年間 延べ58日	489人の在宅療養者の療養指導を行った。対象者は、その大半が60歳以上であり、しかも何らかの合併症をもっている場合が多いので、病状・家庭環境等も含めて、各人の実情に即した指導を行った。		

(3) 調査研究の実施

- ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究
四日市地域における公害保健医療対策を確立するため、四日市医師会、三重大学、四日市市及び三重県で「三重県公害保健医療研究協議会」を組織し、公害患者に関する医療問題や健康被害に関する疫学調査等を行ってありますが、平成11年度における研究課題は次のとおりでした。
- (ア) 四日市地域における肺がん死亡の地理疫学的研究
- (イ) 学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究

- (ウ) 環境化学物質の早期健康影響モニタリング指標としての小核試験の有用性の検討
- (エ) 気管支喘息患者におけるペット飼育の実態について
- (オ) 公害認定患者の肺機能の年次変化について
- イ 環境保健サーベイランス調査
四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的、継続的に把握を行いました。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(4) 健康被害予防事業の実施

平成11年度にはそれぞれ下記の事業を実施しました。

表5-1-12 健康被害予防事業の実施

ア 健康相談事業

実施主体	四日市市	楠町
事業名	健康相談事業	アレルギー予防教室
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内容	1歳6か月児健康診査の対象者に健康問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対する、医師の診察及び保健婦・栄養士による相談	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談・指導
開催数又は開催月日	年12回	10月28日(木)
参加人数	延べ149人	延べ24人

イ 健康診査事業

実施主体	四日市市	楠町
事業名	健康診査事業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内容	気管支ぜん息の発症を未然に防止するための、1歳6か月児を対象とする問診及び指導	

第4 公害紛争への対応

1 公害等の苦情・紛争の処理

ア 公害紛争処理制度

公害についての苦情・紛争の処理については、昭和45年6月に定められた「公害紛争処理法」に基づき、その適正な処理に努めています。

イ 公害に係る苦情処理

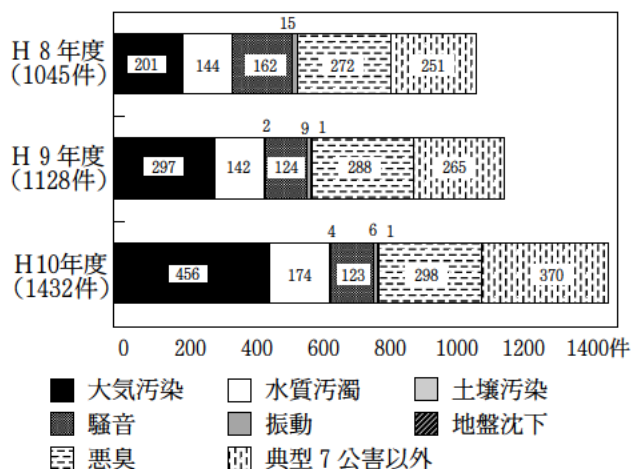
公害に関する苦情については、三重県公害苦情処理要領を定め、市町村長と協力して適正な処理に努めています。

また、公害紛争処理法には、公害苦情相談員制度が定められており、本県では、環境部の環境政策課、廃棄物対策課、大気水質及び各県民局生活環境部に公害苦情相談員を配置しています。(資料12 12参照)

ア 年次別種類別苦情処理取扱状況

平成10年度に県又は市町村が取り扱った公害苦情件数は1,432件で、平成6年度以降増加傾向にあります。

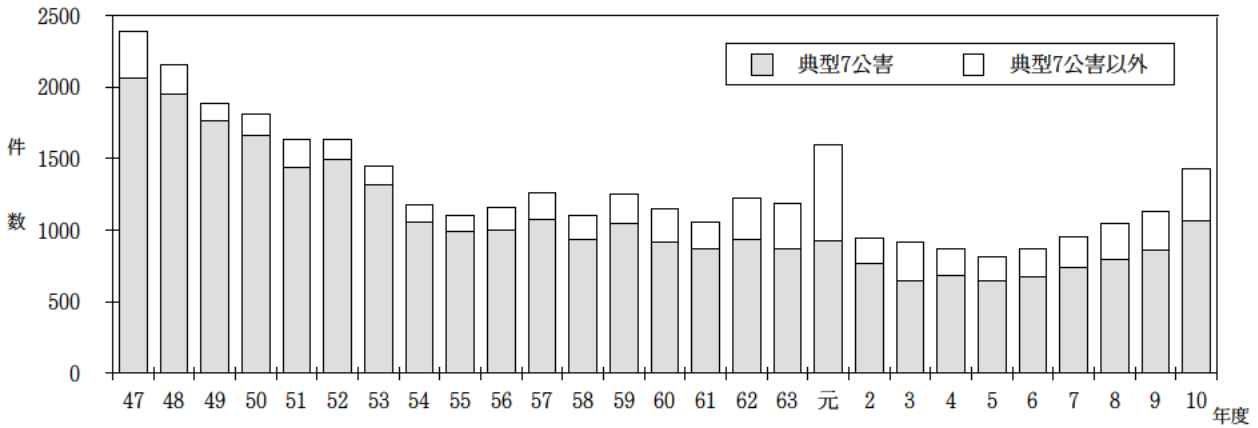
図5-1-2 種類別公害苦情件数の推移



第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

図5-1-3 公害苦情件数の推移



b 地区別苦情取扱状況

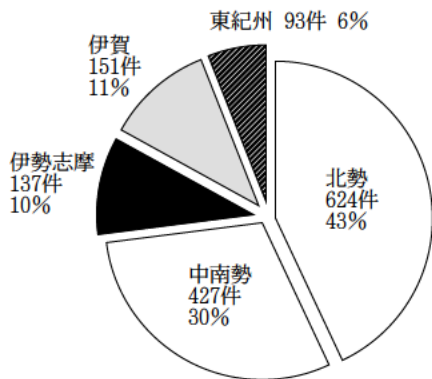
公害苦情件数1,432件を発生地域別に見ると、北勢地域が約4割、中南勢地域が約3割を占めています。

また、市郡別に見ると、四日市市、久居市、津市、鈴鹿市、松阪市の順となっています。

c 発生源別苦情取扱件数

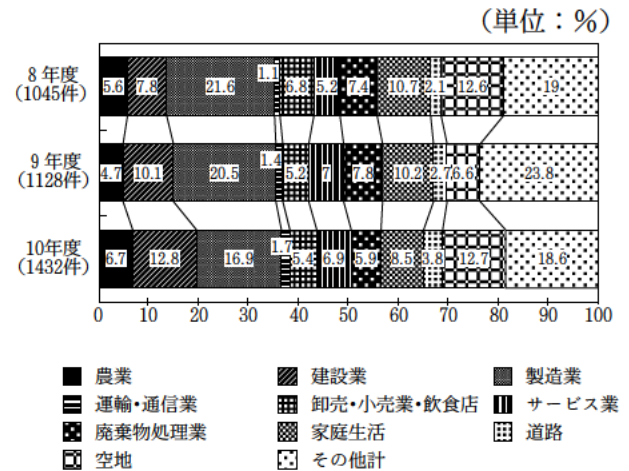
苦情件数を発生源別に見ると、製造業に起因する苦情が最も多く、次いで建設業に起因する苦情、空地に関する苦情の順になっています。

図5-1-4 地域別公害苦情件数（平成10年度）



注) 北 勢…桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡、員弁郡、三重郡、鈴鹿郡
 中 南 勢…津市、久居市、松阪市、安芸郡、一志郡、飯南郡、多気郡、度会郡（大宮町、紀勢町、大内山村）
 伊勢志摩…伊勢市、鳥羽市、度会郡（玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村、度会町）、志摩郡
 伊 賀…上野市、名張市、阿山郡、名賀郡
 東 紀 州…尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

図5-1-5 発生源別公害苦情件数の推移



d 苦情処理状況

平成10年度に県及び市町村の公害担当課で受理された公害苦情件数の内訳は表5

1 13のとおりです。

表5-1-13 苦情処理件数

区分 年度	合 計 (A)	受 理 件 数			合 計	処 理 件 数				解 決 率 B/(A-C)
		新規直接 受 理	他 から 移 送	前 年 度 から繰越		直 接 処 理 (解決)(B)	他へ移送 (C)	翌 年 度 へ 繰 越	そ の 他	
H 8	1,101	1,041	4	56	1,101	849	18	66	168	78.4%
H 9	1,194	1,118	10	66	1,194	932	21	18	223	79.5%
H10	1,450	1,418	14	18	1,450	1,187	23	18	222	83.2%

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(イ) 公害に係る紛争処理

公害に関する紛争処理は、公害紛争処理法に基づき三重県公害審査会条例を定め、三重県公害審査会を設置して、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に係る紛争について、あっせ

ん、調停、仲裁を行っています。

平成11年度には、新規の調停申請はありませんでした。

表5-1-14 公害紛争処理法に基づく最近の事件一覧表

年	処理種別	処 理 事 件 名	終 結 区 分
H 6	調 停	金属製品製造工場排水水質汚濁被害等防止請求事件	成立
H 6	調 停	ゴム工場悪臭等被害防止請求事件	調停をしない
H 6	調 停	産業廃棄物保管積み換えに係る騒音、粉じん等被害防止請求事件	成立
H 7	調 停	工場騒音、振動に係る被害防止請求事件	打ち切り
H 8	調 停	護岸工事による水質汚濁に係る損害賠償請求事件	打ち切り
H 8	調 停	金属回収工場騒音振動悪臭被害防止等請求事件	成立
H 9	調 停	造成工事に係る水質汚濁被害防止請求事件	打ち切り
H 9	調 停	駐車場における自動車暴走騒音に係る被害防止及び慰謝料請求事件	打ち切り
H 9	調 停	道路交通騒音に係る被害防止請求事件	打ち切り
H10	調 停	産業廃棄物最終処分場建設・操業差止請求事件	打ち切り
H10	調 停	土地区画整理事業振動被害損害賠償請求事件	打ち切り
H10	調 停	産業廃棄物処分場水質汚濁防止等請求事件	中央委員会へ移送

イ 住民による公害状況の調査請求

三重県公害防止条例第40条では、現に公害を受け、又は受けていると思うものは、知事又は市町村長に対して公害の状況の調査を請求できることとしています。

平成11年度には、知事に対する調査請求はありませんでした。四日市市長に対しては3件の調査請求があり、調査を実施しました。

2 環境保全協定締結の推進

環境基本条例第6条では、事業者の責務として「事業者は、市町村長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。」と規定しています。

環境保全協定は、従来の公害防止協定の範囲を広げ、緑化の推進等の自然環境の保全に関する項目を含むものであり、環境関係の諸法令等を補完するものとして、地域の自然的、社会的条件や、事業活動の実態に即応したきめ細かい指導が可能であることから、市町村等では、環境汚染を防止するための有効な手段として広く活用されています。

従来の公害防止協定を含む環境保全協定の締結件数は平成11年度末で1,284件となっており、平成10年度末1,243件から41件の増となっています。